

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談リポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談リポート」を、平成 28 年 4 月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成 29 年 4 月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては 9 月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談リポート」 9 月号 A 4 判 1 ページ (月刊)

3 スケジュール

- ・平成 29 年 9 月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課

鈴木 (勇)、鈴木 (理)

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

訪問購入(押し買い)にご注意!

チラシ広告や電話で「不用品を何でも買い取る」と言ってお誘いし、「貴金属類」を安価で買い取られたというトラブルが多発!

- チラシを見て電話し、古い着物を買い取りに来てもらったなら、貴金属類がなければ千円という。
- 「靴や皿を買い取る」と来宅したのに、数点のアクセサリーをまとめて500円で買い取られた。

うまい話には必ず裏が!
困ったときは相談を!



地域で一声かけて、あなたも見守りの担い手に!



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター

検索